

## 教務関係事項（博士前期課程）

### 1. 履修案内

#### ① 博士前期課程 修了認定の基準

修了認定の基準は、下記のとおりです。

- 当該課程に2年以上在学すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。
- 医歯薬学総合研究科規程第15条に従い、30単位以上を修得すること。
- 必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査に合格すること。
- 最終試験に合格すること。

#### ② 授業科目の履修について

博士前期課程で開設している授業科目、単位数、担当教員は別紙のとおりです。

博士前期課程の学生は、授業科目をその履修方法に従い、30単位以上を履修しなければなりません。

#### ③ 概論の開講について

薬品科学概論及び医療薬学概論（各1単位）の開講予定については、別紙を参照してください。

#### ④ 履修の届出について

博士前期課程の学生は、履修を希望する科目については、学年又は学期の始めの指定された期間に、担当窓口を経て研究科長に届け出ることが必要です（履修登録）。

##### (1) 履修登録

学生は、学年の始めに示される授業時間割表及びシラバス等により立てた履修計画に基づき、各期（前期、後期）に履修しようとするすべての授業科目を履修登録しなければならない。履修登録は、指定された期間中に学内のコンピュータ端末を利用して各自行うこととする（履修登録のない科目の単位修得は認められない。）。履修登録後は、登録された履修科目が各自の計画どおり登録されているか必ず確認すること。

##### (2) 履修科目の変更及び中途よりの履修

履修登録後は履修科目の変更及び中途よりの履修は原則として認めない。

但し、登録内容の誤りや上限単位数を超過などで、履修科目の追加又は変更を希望する場合は、指定された期間中に限り学内のコンピュータ端末を利用して変更等することができる。

##### (3) 履修科目の取消

履修登録した科目を途中で履修することができなくなった場合は、直ちに薬学系教務学生係へ申し出ること。

なお、履修登録の取り消しについても追加・変更同様、指定された期間中に限り学内のコンピュータ端末を利用して取消しすることができる。

#### 【シラバス】

各授業科目の概要・授業計画等は、薬学部ホームページに掲載してありますので、各自、パソコンで確認してください。

URL: <http://www.pharm.okayama-u.ac.jp/system/syllabus/2008d/>

### ⑤ 修得単位の認定

各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行います。  
上記にかかわらず、特別研究及びセミナーの授業科目については、平素の成績により、単位の修得を認定することがあります。

### ⑥ 成績評価基準

医歯薬学総合研究科博士創薬生命科学専攻における成績評価は、試験、授業における発表・討論などへの取り組み、レポート、小テストなど、総合的に評価して行います。  
そして、この総合評価に基づき、60点を単位認定基準とします。  
なお、成績評価に関する学生の質問及び疑問等には、適切に対応するものとします。

### ⑦ 成績及びGPA

成績の評価は、下表のとおり表記します。  
なお、履修登録をしたにもかかわらず、試験を受けていない等で成績評価の資料を欠く場合についても不可(0点)とします。

成績の評語及びグレード・ポイント (G P)

評語	G P	評点	基準等
A+	4	100~90点	合格 (単位修得)
A	3	89~80点	
B	2	79~70点	
C	1	69~60点	
F	0	59点以下	不合格
W	対象外	付さない	履修登録後、履修取消期間等に取消を行った場合
認定	対象外	付さない	既修得単位による単位認定等を受けた場合
修了	対象外	付さない	授業の特殊性に鑑み、評点により評価しがたい場合、 又は一定の到達度をもって評価し単位をする場合

また、次の算式により、GPAを算出します。

$$GPA = \frac{(\text{履修登録した授業科目の単位数} \times \text{当該授業科目のG P}) \text{の総和}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の総和}}$$

おって、修得済み単位及びその成績評価並びにGPAについては、学務システム (WEB) により通知しますので、各自確認を行ってください。確認方法及びその時期については、掲示により周知を行います。

### ⑧ 研究指導の計画

各学年の始めに、実際の指導教員が「研究指導計画書」(別紙の様式)を作成し、指導する各学生に交付します。研究計画を自身で立て、下記作成要領に従い、指導教員から「研究指導計画書」の交付を受けてください。

また、交付を受けた「研究指導計画書」をコピーし、それを4月末までに(10月入学者にあつては、10月末までに)薬学系教務学生係へ提出してください。

#### 【作成要領】

1 学生本人が研究指導計画書 (Word文書ファイル) の「研究計画」欄を入力する。または、出力し

た研究指導計画書に自書する。

- 2 学生本人より、研究指導計画書（Word文書ファイル）を実際の指導教員へメール等で提出する。「研究計画」欄を学生が自書した場合は、「研究計画」欄を記入済みの研究指導計画書を指導教員へ提出する。
- 3 指導教員は、研究指導計画書を入力・完成させ、出力のうえ、当該学生へ交付する。入力済みの研究指導計画書（Word文書ファイル）は、指導教員が保管する。
- 4 研究指導計画書の交付を受けた学生は、「学生氏名」欄を自署のうえ、そのコピーを薬学系へ提出する。コピー元の研究指導計画書は、学生本人が保管する。

#### ⑨ 学位論文の評価基準

学位（修士）論文は、以下の基準により評価します。

- 1 内容に新規性が認められること。
- 2 実験方法並びに実験結果に信頼性があること。
- 3 実験結果の図表が適切に表現されていること。
- 4 実験結果に基づく議論・結論が妥当であること。
- 5 文献の引用が適切であること。

#### ⑩ 他大学の大学院の授業科目の履修について

博士前期課程の学生が、他大学の大学院（外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関等を含む。）の授業科目の履修を希望するときは、所定の様式により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、許可を得なければなりません。

#### ⑪ 入学前の既修得単位の認定について

博士前期課程の学生が、大学院に入学する前に本学又は他大学の大学院において履修した授業科目について、修得した単位の認定を受けようとするときは、所定の様式により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、認定を受けなければなりません。

#### ⑫ 他大学の大学院等での研究指導の派遣について

博士前期課程の学生が、他大学の大学院（外国の大学院等を含む。）又は研究所等において必要な研究指導を受けようとするときは、所定の様式により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、許可を得なければなりません。派遣期間は1年以内です。

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科学創薬生命科学専攻 研究指導計画書

【平成 年 月 日 作成】

学生番号		フリガナ 学生氏名 【自署】				
講座名		教育研究 分野名				
課程	博士前期・博士後期	在学年次	年次	入学年度	平成 年度	
出身大学	学部	大学 学部 学科 ( 年 月 卒業)				
	修士 ※1	大学大学院 研究科 専攻 ( 年 月 修了)				
		修士論文 題目			学位の名称	
					指導教員名	
研究題目						
研 究 指 導 計 画	指導教員		副指導教員	※2	※2	
	研究計画 (学会発表、論文作成等を含む) : 学生が記入					
	研究指導計画 : 指導教員が記入					
	本欄は各研究科で適宜利用 * 欄が不足する場合は適宜追加可能 * 副指導教員も必要に応じて、教員名を明記して記載することも可					

※1 博士前期課程の学生については、記入不要です。

※2 副指導教員を定めている場合は、記入してください。

医歯薬学総合研究科 博士前期課程

創薬生命科学専攻

学位論文の作成等に関する指導の計画

研究指導

研究の背景の調査



研究計画の立案



研究成果の検証  
(実験を含む)



研究成果の公表 (学会発表等)



学位論文の作成

教育指導

高度な専門知識の修得  
関連分野の基礎的知識の修得



岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程の  
修士の学位に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程（以下「研究科」という。）において修士の学位を授与するにあたり、学位論文及び付記する専攻分野の名称等の審査に関し必要な事項を定める。

(学位申請の資格)

第2条 学位を申請できる者は、研究科博士前期課程に在学し、研究科規程第27条に規定する単位を修得見込み又は修得した者とする。

(学位申請の手続)

第3条 学位を申請する者は、予め「学位論文題目届」を提出の上、所定の学位申請書に次の各号に掲げる書類等を添え、それぞれ正指導教員又は紹介指導教授若しくは助教授（以下「主査」という。）を経て、研究科長に提出するものとする。

- |           |    |
|-----------|----|
| 一 学位論文    | 2部 |
| 二 学位論文の要旨 | 1部 |

2 学位論文等の提出の時期は、2月及び7月とする。ただし、研究科長が特に必要と認めたときは、提出の時期を別に定めることができる。

(学位審査委員会)

第4条 学位申請書の提出があったときは、学位論文提出者ごとに学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置き、主査1名及び副査1名の審査委員をもって組織する。

2 審査委員は、薬学系会議において選出する。

(学位審査及び最終試験)

第5条 審査委員会は、学位論文審査及び最終試験が終了したときは、「論文審査報告書」及び「最終試験成績報告書」を研究科長に提出するものとする。

2 最終試験は、学位論文発表会をもって充てる。

3 審査委員会は、必要があるときは前項の学位論文発表会に加えて筆答又は口頭により、最終試験を行うものとする。

(修了の判定)

第6条 課程修了の判定は、薬学系会議において行う。

附 則

この内規は、平成18年5月25日から施行する。

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程創薬生命科学専攻  
早期修了に関する申し合わせ

平成19年10月24日  
創薬生命科学専攻会議

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科規程第27条第1項に基づく岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程創薬生命科学専攻早期修了に係る「優れた研究業績を上げた者」について、その申請資格及び審査方法等は、次のとおりとする。

1 在学期間

当該課程に1年又は1年半在学する者。

2 「優れた研究業績を上げた者」として認められる者

次の二つの要件を満たし、専攻会議（薬学系会議）が早期修了可能であると認める者。ただし、これらの要件は、早期修了申請資格を審査する専攻会議（薬学系会議）の前日までに確定しなければならない。

- 一 当該課程在籍中に査読制度のある学術誌へ投稿し、2編以上の論文が公表又は掲載確定されていること。
- 二 一の公表又は掲載確定された論文のうち、少なくとも1編の筆頭著者であること。

3 早期修了申請資格の審査

早期修了を希望する者は、下記の書類により、専攻会議（薬学系会議）において申請資格の審査を受けなければならない。

- 一 早期修了（修士）申請資格審査願（指定様式）
- 二 研究概要（様式任意）
- 三 指導教員の推薦書（様式任意）
- 四 研究業績及び受賞歴一覧（様式任意）

論文の掲載、学会発表又は受賞確定の場合は、それを証明する書類のコピーを添付すること。

4 申請時期

早期修了申請資格審査の申請時期は、次のとおりとする。

学位授与	申請期限
3月	11月末日
9月	4月末日

5 学位申請及び審査

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程創薬生命科学専攻の修士論文審査実施要領による。

6 早期修了の認定及び申請

早期修了申請資格審査に合格した者のうち、1年次又は2年次前期終了時に修了要件単位を充足し、かつ専攻会議（薬学系会議）により修士論文審査及び最終試験に係る合格を議決された者について、学長に対して早期修了の申請を行う。

7 この申し合わせは、平成19年10月25日から適用する。

## 教務関係事項（博士後期課程）

### 1. 履修案内

#### ① 博士後期課程 修了認定の基準

修了認定の基準は、下記のとおりです。

- 当該課程に3年以上在学すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期2年の課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。
- 医歯薬学総合研究科規程第15条に従い、14単位以上を修得すること。
- 必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査に合格すること。
- 最終試験に合格すること。

#### ② 授業科目の履修について

博士後期課程で開設している授業科目、単位数、担当教員は別紙のとおりです。

博士後期課程の学生は、授業科目をその履修方法に従い、14単位以上を履修しなければなりません。

#### ③ 研究方法論基礎及び応用の開講について

研究方法論基礎及び応用（各2単位）の開講予定については、別紙を参照してください。

#### ④ 履修の届出について

博士後期課程の学生は、履修を希望する科目については、学年又は学期の始めの指定された期間に、担当窓口を経て研究科長に届け出ることが必要です（履修登録）。

##### (1) 履修登録

学生は、学年の始めに示される授業時間割表及びシラバス等により立てた履修計画に基づき、各期（前期、後期）に履修しようとするすべての授業科目を履修登録しなければならない。履修登録は、指定された期間中に学内のコンピュータ端末を利用して各自行うこととする（履修登録のない科目の単位修得は認められない。）。履修登録後は、登録された履修科目が各自の計画どおり登録されているか必ず確認すること。

##### (2) 履修科目の変更及び中途よりの履修

履修登録後は履修科目の変更及び中途よりの履修は原則として認めない。

但し、登録内容の誤りや上限単位数を超過などで、履修科目の追加又は変更を希望する場合は、指定された期間中に限り学内のコンピュータ端末を利用して変更等することができる。

##### (3) 履修科目の取消

履修登録した科目を途中で履修することができなくなった場合は、直ちに薬学系教務学生係へ申し出ること。

なお、履修登録の取り消しについても追加・変更同様、指定された期間中に限り学内のコンピュータ端末を利用して取消しすることができる。

#### 【シラバス】

各授業科目の概要・授業計画等は、薬学部ホームページに掲載してありますので、各自、パソコンで確認してください。

URL: <http://www.pharm.okayama-u.ac.jp/system/syllabus/2008d/>



### ⑤ 修得単位の認定

各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行います。  
上記にかかわらず、課題研究の授業科目については、平素の成績により、単位の修得を認定することがあります。

### ⑥ 成績評価基準

医歯薬学総合研究科博士創薬生命科学専攻における成績評価は、試験、授業における発表・討論などへの取り組み、レポート、小テストなど、総合的に評価して行います。  
そして、この総合評価に基づき、60点を単位認定基準とします。  
なお、成績評価に関する学生の質問及び疑問等には、適切に対応するものとします。

### ⑦ 成績及びGPA

成績の評価は、下表のとおり表記します。  
なお、履修登録をしたにもかかわらず、試験を受けていない等で成績評価の資料を欠く場合についても不可(0点)とします。

成績の評語及びグレード・ポイント (GP)

評語	GP	評点	基準等
A+	4	100~90点	合格 (単位修得)
A	3	89~80点	
B	2	79~70点	
C	1	69~60点	
F	0	59点以下	不合格
W	対象外	付さない	履修登録後、履修取消期間等に取消を行った場合
認定	対象外	付さない	既修得単位による単位認定等を受けた場合
修了	対象外	付さない	授業の特殊性に鑑み、評点により評価しがたい場合、 又は一定の到達度をもって評価し単位をする場合

また、次の算式により、GPAを算出します。

$$GPA = \frac{\text{(履修登録した授業科目の単位数} \times \text{当該授業科目のGP) の総和}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の総和}}$$

おって、修得済み単位及びその成績評価並びにGPAについては、学務システム(WEB)により通知しますので、各自確認を行ってください。確認方法及びその時期については、掲示により周知を行います。

### ⑧ 研究指導の計画

各学年の始めに、実際の指導教員が「研究指導計画書」(別紙の様式)を作成し、指導する各学生に交付します。研究計画を自身で立て、下記作成要領に従い、指導教員から「研究指導計画書」の交付を受けてください。

また、交付を受けた「研究指導計画書」をコピーし、それを4月末までに(10月入学者にあっては、10月末までに)薬学系教務学生係へ提出してください。

#### 【作成要領】

1 学生本人が研究指導計画書(Word文書ファイル)の「研究計画」欄を入力する。または、出力し

た研究指導計画書に自書する。

- 2 学生本人より、研究指導計画書（Word文書ファイル）を実際の指導教員へメール等で提出する。「研究計画」欄を学生が自書した場合は、「研究計画」欄を記入済みの研究指導計画書を指導教員へ提出する。
- 3 指導教員は、研究指導計画書を入力・完成させ、出力のうえ、当該学生へ交付する。入力済みの研究指導計画書（Word文書ファイル）は、指導教員が保管する。
- 4 研究指導計画書の交付を受けた学生は、「学生氏名」欄を自署のうえ、そのコピーを薬学系教務学生係へ提出する。コピー元の研究指導計画書は、学生本人が保管する。

#### ⑨ 学位論文の評価基準

学位（博士）論文は、以下の基準により評価します。

- 1 内容に新規性が認められ、当該研究領域の進歩に貢献するものであること。
- 2 実験方法並びに実験結果に信頼性があること。
- 3 実験結果の図表が適切に表現されていること。
- 4 実験結果に基づく議論・結論が妥当であること。
- 5 文献の引用が適切であること。
- 6 参考論文に関する資料が添付されていること。

#### ⑩ 他大学の大学院の授業科目の履修について

博士後期課程の学生が、他大学の大学院（外国の大学院等を含む。）授業科目の履修を希望するときは、所定の様式により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、許可を得なければなりません。

なお、履修した単位は、10単位を限度として修了に必要な単位として認定することができます。

#### ⑪ 他大学の大学院等での研究指導の派遣について

博士後期課程の学生が、他大学の大学院（外国の大学院等を含む。）又は研究所等において研究指導を受けようとするときは、所定の様式により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、許可を得なければなりません。派遣期間は1年以内です。

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科学創薬生命科学専攻 研究指導計画書

【平成 年 月 日 作成】

学生番号		フリガナ 学生氏名 【自署】				
講座名		教育研究 分野名				
課程	博士前期・博士後期	在学年次	年次	入学年度	平成 年度	
出身大学	学部	大学 学部 学科 ( 年 月 卒業)				
	修士 ※1	大学大学院 研究科 専攻 ( 年 月 修了)				
		修士論文 題目			学位の名称	
					指導教員名	
研究題目						
研 究 指 導 計 画	指導教員		副指導教員	※2	※2	
	研究計画 (学会発表、論文作成等を含む) : 学生が記入					
	研究指導計画 : 指導教員が記入					
	本欄は各研究科で適宜利用 * 欄が不足する場合は適宜追加可能 * 副指導教員も必要に応じて、教員名を明記して記載することも可					

※1 博士前期課程の学生については、記入不要です。

※2 副指導教員を定めている場合は、記入してください。

医歯薬学総合研究科 博士後期課程

創薬生命科学専攻

学位論文の作成等に関する指導の計画

研究指導

研究の背景の調査



研究計画の立案



研究成果の検証  
(実験を含む)



研究成果の公表 (学会発表等)



学位論文の作成

教育指導

高度な専門知識の修得  
関連分野の基礎的知識の修得



岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士後期課程の  
博士の学位に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）において博士の学位を授与するにあたり、学位論文及び付記する専攻分野の名称等の審査に関し必要な事項を定める。

(学位の申請)

第2条 博士後期課程に在学する者又は博士課程を経ない者が学位論文の審査を願い出るときは、所定の学位（博士）申請書に次の各号に掲げる書類等を添え、それぞれ正指導教員又は紹介指導教授若しくは准教授（以下「指導教員」という。）を経て、研究科長に提出するものとする。

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| 一 学位論文                      | 5部 |
| 二 学位論文の要旨（2,000字程度）         | 1部 |
| 三 学位論文の概要（学位論文内容の要旨 800字程度） | 1部 |
| 四 論文目録                      | 1部 |
| 五 履歴書                       | 1部 |
| 六 参考論文                      | 1部 |

2 学位論文等の提出の時期は、1月及び7月とする。ただし、研究科長が特に必要と認めるときは、提出の時期を別に定めることができる。

(博士課程を経ない者の学位申請の資格)

第3条 博士課程を経ない者で、学位の授与の申請をすることのできるものは、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 大学院の博士課程において、所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者
- 二 大学院の修士課程を修了した後、4年以上の研究歴を有する者
- 三 大学を卒業した後、6年以上の研究歴を有する者
- 四 短期大学又は高等専門学校を卒業した後、9年以上の研究歴を有する者
- 五 高等学校を卒業した後、12年以上の研究歴を有する者
- 六 その他、前各号以外の学歴を有する者で、研究歴が博士課程修了者と同等以上と認められた者

2 研究歴とは、次の各号に掲げる学位授与の日までの期間とする。

- 一 大学の専任教員として研究に従事した期間
- 二 大学の研究生として研究に従事した期間
- 三 大学院の学生として在学した期間
- 四 官公庁、会社等において研究に従事した期間
- 五 その他、著書、学術論文、学術講演、学術報告、特許等によって研究に従事したことが確認された期間

3 前2項の認定は、専攻会議（薬学系会議）が行う。

(学位審査委員会)

第4条 学位申請書の提出があったときは、専攻会議（薬学系会議）の議を経て、学位論文提出者ごとに学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、学位論文及び付記する専攻分野の名称の審査を行う。

3 審査委員会は、博士後期課程に在学する者にあつては、学位論文を中心として、これ

に関連する専門分野について筆答又は口頭により最終試験を行う。なお、最終試験は、博士学位論文発表会をもって充てることができる。

また、博士課程を経ない者にあつては、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があるか否かの確認（以下「学力の確認」という。）を行うために、学位論文を中心として、これに関連ある専門科目について、口頭により試験（博士論文発表会をもって充てることができる）を行う。さらに、専門の学術研究を行なうのに必要な外国語（2カ国語。ただし、専攻会議（薬学系会議）が特別の事由があると認めるときは、1カ国語）について筆答により試験を行う。

4 審査委員会は、次の各号に掲げる審査委員で組織する。ただし、審査委員のうち1名以上は教授でなければならない。

一 指導教員

二 論文内容に造詣が深く、かつ原則として参考論文の共著者でない教授又は准教授2名以上

ただし、論文内容に造詣の深い教員が研究科に少ない場合は、参考論文の共著者（教授又は准教授）が審査委員になることができるが、この場合は、指導教員と共著者を合わせて、審査委員会の過半数とならないこととする。

5 学位論文の審査に当たって必要があるときは、他の研究科（他大学を含む。）の博士課程担当の教授又はこれに相当する者1人を、前項第二号の審査委員とすることができるものとする。

6 主査は、審査委員の互選により選出し、審査委員会の議長となる。

（学位審査結果の報告）

第5条 審査委員会は、学位論文の審査及び付記する専攻分野の名称の審査が終了したときは、「学位（博士）論文審査報告書」により、創薬生命科学専攻長に提出するものとする。

2 審査委員会は、最終試験又は学力の確認が終了したときは、「最終試験（博士）又は学力の確認成績報告書」を創薬生命科学専攻長に提出するものとする。

（学位授与可否の判定）

第6条 専攻会議（薬学系会議）における学位審査結果の報告は、主査が「学位（博士）論文審査報告書」に基づき行う。また、学位審査の質疑に対する応答についても、原則として主査が行う。

2 専攻会議（薬学系会議）は、学位論文の審査、付記する専攻分野の名称の審査、最終試験の合否及び学力の確認の判定について、無記名投票により行い、学位授与の可否を議決する。

（審査結果の報告）

第7条 創薬生命科学専攻長は、前条の審査結果を研究科長に報告するものとする。

（合否の決定）

第8条 研究科長は、専攻会議（薬学系会議）の議決に基づき、学位論文の審査、付記する専攻分野の名称及び最終試験の合否又は学力の確認を決定するものとする。

附 則

この内規は、平成19年6月20日から施行する。

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士後期課程創薬生命科学専攻  
早期修了に関する申し合わせ

平成19年10月24日  
創薬生命科学専攻会議

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科規程第27条第2項に基づく岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士後期課程創薬生命科学専攻早期修了に係る「優れた研究業績を上げた者」について、その申請資格及び審査方法等は、次のとおりとする。

1 在学期間

当該課程に1年以上在学する者。ただし、2年未満の在学期間をもって博士前期課程を修了した者にあつては、その在学期間と合わせて3年以上在学する者。

2 「優れた研究業績を上げた者」として認められる者

次の二つの要件を満たし、専攻会議（薬学系会議）が早期修了可能であると認める者。ただし、これらの要件は、早期修了申請資格を審査する専攻会議（薬学系会議）の前日までに確定しなければならない。

- 一 当該課程在籍中に査読制度のある学術誌へ投稿し、2編以上の参考論文（※）が公表又は掲載確定されていること。
- 二 一の公表又は掲載確定された論文のうち、2編以上の筆頭著者であること。

※参考論文 = 学位論文内容の客観的評価資料として提出するものであり、学位論文提出者が研究内容の一部を学会誌等に公表（掲載決定されたものを含む）した論文とする。

3 早期修了申請資格の審査

早期修了を希望する者は、下記の書類により、専攻会議（薬学系会議）において申請資格の審査を受けなければならない。

- 一 早期修了（博士）申請資格審査願（指定様式）
- 二 研究概要（様式任意）
- 三 指導教員の推薦書（様式任意）
- 四 参考論文一覧（様式任意）

掲載確定の場合は、それを証明する書類のコピーを添付すること。

4 申請時期

早期修了申請資格審査の申請時期は、次のとおりとする。

学位授与	申請期限
3月	11月末日
9月	4月末日

5 学位申請及び審査

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士後期課程創薬生命科学専攻の博士学位審査申請要項及び博士の学位に関する内規による。

6 早期修了の認定及び申請

早期修了申請資格審査に合格した者のうち、修了要件単位を充足し、かつ専攻会議（薬学系会議）により博士論文審査及び最終試験に係る合格を議決された者について、学長に対して早期修了の申請を行う。

7 この申し合わせは、平成19年10月25日から適用する。

6. 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程及び博士後期課程  
特別研究学生に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程及び博士後期課程（以下「本研究科」という。）の特別研究学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 本研究科において特別研究学生として出願することができる者は、現に他大学の大学院（外国の大学院等を含む。）に在学中の者で、在学する大学院（以下「在学大学院」という。）の研究科長からの推薦を受けた者とする。

(在籍期間)

第3条 特別研究学生の在籍期間は、原則として1年以内とする。ただし、引き続き研究の継続を必要とする場合には、在学大学院からの申し出により、在籍期間の延長を許可することができる。

(出願手続)

第4条 特別研究学生を志願する者は、在学大学院を経由して、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- 一 特別研究学生願（所定の様式）
- 二 在学大学院からの推薦書（所定の様式）
- 三 その他本研究科長が必要と認める書類

(選考及び入学許可)

第5条 特別研究学生の選考は、研究指導を受けることとなる教員の承認を得た者について学系会議が行い、議に基づき許可するものとする。

附 則

この内規は、平成17年8月1日から施行する。



## 7. 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程及び博士後期課程 の研究生に関する内規

### (趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程及び博士後期課程の研究生に関し必要な事項について定めるものとする。

### (入学時期)

第2条 研究生の入学の時期は、各学期の始めとする。ただし、特に必要と認める場合は学期の中途とすることができる。

### (在学期間)

第3条 研究生の在学期間は、1年又は半年とする。ただし、引き続き研究の継続を必要とする者については、本人の願い出により在学期間の延長を許可することがある。

2 前項本文の規定にかかわらず、在学期間については、学系会議の議を経て1年未満の範囲で別に定めることができる。

### (入学資格)

第4条 博士前期課程研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 学士の学位を有する者
- 二 外国において学士の学位に相当する学位を授与された者
- 三 本研究科において、学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

2 博士後期課程研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 修士の学位を有する者
- 二 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- 三 本研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

### (出願手続)

第5条 研究生として入学を志願する者は、原則として入学時期の1月前までに、次の各号に定める書類に検定料を添えて研究科長に願い出なければならない。ただし、国外に居住する外国人にあつては、原則として入学時期の4月前までとする。

- 一 研究生入学願書(所定の様式)
- 二 出願理由書
- 三 履歴書
- 四 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- 五 その他特に指示するもの

2 官公庁、会社等に在職している者にあつては、前項に掲げる書類のほか、所定の様式による次の書類を提出しなければならない。

- 一 個人的研究のため教員の指導を受けることを希望するものである旨の本人の確約書
- 二 会社等の事業目的追求のために、その者を研究生として派遣するものでない旨の所属長の確約書及び在職のまま研究生として入学することについて差し支えない旨の所属長の承諾書

### (選考)

第6条 研究生の選考は、指導予定教員の承認を得た者について学系会議が行う。

### (入学手続)

第7条 前条により合格とされた者は、所定の入学手続をしなければならない。

### (証明書)

第8条 研究事項証明書は、願い出により研究科長が交付する。

### 附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成18年5月25日から施行する。